大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 (概要)

令和3年8月 環境省水・大気環境局大気環境課

1. 改正の背景

大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。)は、大気の汚染に関し、 国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とし、工場及び事業場に おける事業活動に伴うばい煙等を規制している。

今般、令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総 点検タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)による規制の点検において、事業 者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにも かかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でない こと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」(以下「報告書」という。https://www.env.go.jp/air/post_79.html/mat03.pdf)が取りまとめられた。

これらを踏まえ、法におけるボイラーの規制規模要件から伝熱面積を撤廃すること、また、これを内容とする改正政令を令和3年度上期に公布することが、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に盛り込まれた。

また、バーナーを持たないボイラーについては、これまで伝熱面積に係る要件により規制対象の該当性が判断されていたところであるが、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなる。このことについて検討会において議論した結果、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えら

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号。 以下「令」という。)の改正を行うものである。

2. 改正の概要

令別表第1におけるボイラーの規模要件中、伝熱面積に係る要件を撤廃する。あわせて、 バーナーの有無にかかわらず一定規模の施設を規制対象とするため、「バーナーの」との文 言を削除する。

3. 公布日等(予定)

公 布 日:令和3年9月下旬 施行期日:令和4年10月1日

れる」旨、報告書に盛り込まれた。